

搭乗型移動支援ロボット認定申請の手引き

平成27年7月

国土交通省関東運輸局自動車技術安全部技術課

目次

I. 背景

1. 搭乗型移動支援ロボットとは
2. 搭乗型移動支援ロボットを取り巻く現状
 - 2.1. 社会的背景
 - 2.2. 搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験の意義
 - 2.3. 搭乗型移動支援ロボットの種別
3. 搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験
 - 3.1. 地方公共団体等との連携
 - 3.2. 公道実証実験における使用者と運転者
 - 3.3. 新たな利活用の検証
4. 本手引の目的

II. 搭乗型移動支援ロボットの認定

1. 基準緩和認定までの流れ
2. 公道実証実験に関する手続き
 - 2.1. 基準緩和認定制度の概要
 - 2.2. 協議会
 - 2.3. 事業報告
3. 基準緩和の認定に関する手続き
 - 3.1. 申請
 - 3.2. 審査
 - 3.3. 認定
 - 3.4. 行政処分等
 - 3.5. 実験の定期報告

III. 参考資料

- ① 道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）
- ② 道路運送車両の保安基準第 55 条第 1 項、第 56 条第 1 項及び第 57 条第 1 項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示（平成 15 年国土交通省告示第 1320 号）
- ③ ハイブリッド車等の静音性に関する対策のガイドライン
- ④ 全国の地方運輸局一覧
- ⑤ 全国の運輸支局・自動車検査登録事務所一覧
- ⑥ 公道実証実験に用いる搭乗型移動支援ロボットの基準緩和認定要領について（依命通達）（平成 27 年国自技第 63 号）

搭乗型移動支援ロボット認定申請の手引き

I. 背景

1. 搭乗型移動支援ロボットとは

本書における搭乗型移動支援ロボットとは、専ら歩行者や自転車の通行する公道を走行する目的で製作され、地域住民の手軽な移動の足となる以下の要件を満たす小型特殊自動車及び原動機付自転車をいいます。

- ・全長：1.50メートル以下
- ・全幅：0.70メートル以下
- ・乗車定員：1人
- ・最高速度10キロメートル毎時以下

2. 搭乗型移動支援ロボットを取り巻く現状

2.1. 社会的背景

日本は、近い将来、少子高齢者化社会となることが予想され、高齢者のくらしの中での身近な移動手段として様々な乗り物が必要とされると考えられます。この問題に対して真剣に向き合って具体的な解決策を見出すことが必要となっているところです。

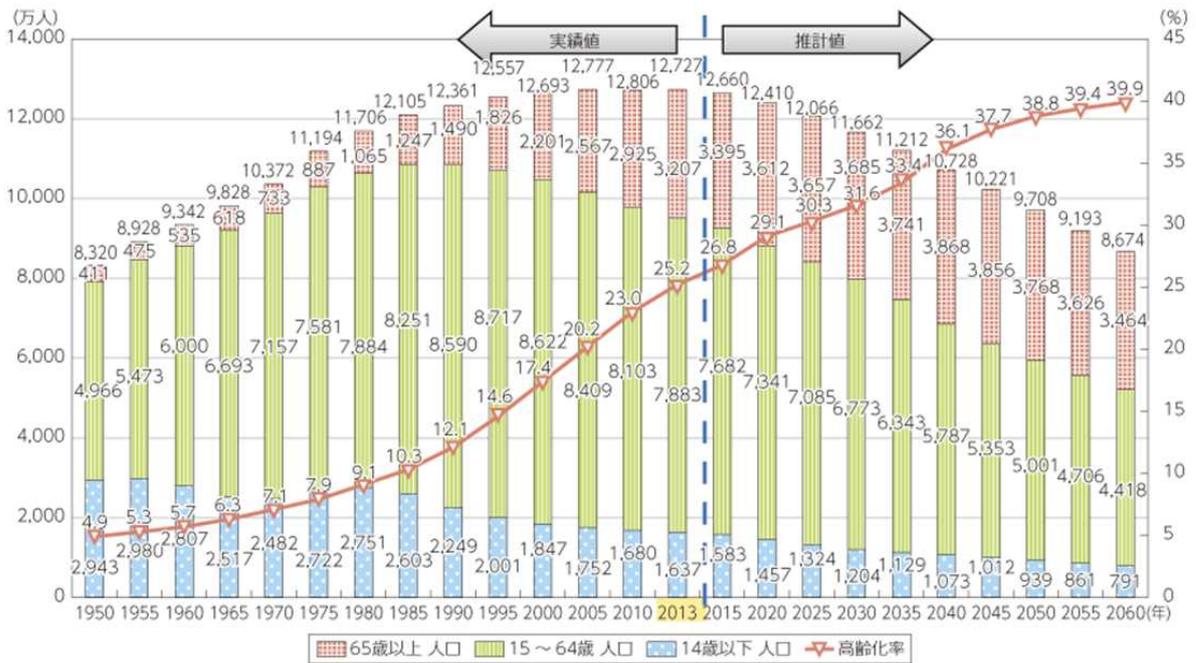


図 1 日本の人口推移と将来推計

(出典：総務省HP)

現在、身体障害者の方等の歩行を補助しながら、歩道を走行できる乗り物として、道路交通法第2条に定義される歩行補助車及び身体障害者用の車いす（以下「歩行補助車等」という。）は認められているところですが、将来的には歩行の補助だけではなく、人々の身近な移動手段となるような、便利かつ快適な搭乗型移動支援ロボットへの期待、要望が多くなってきています。

歩行補助車等



歩行補助車等

- 車体の大きさ
- ・長さ 120cm以下
 - ・幅 70cm以下
 - ・高さ 109cm以下
- 車体の構造
- ・電動機を用いること
 - ・最高速6キロメートル毎時以下
 - ・突起のないものであること
 - ・車から離れたときに原動機が停止すること

将来的に、より高
スペックなものが
必要となる。

2.2. 搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験の意義

このような状況において、普段の暮らしの中に溶け込み、人々の手軽な移動手段となるものを提案し、導入・普及を促進することによって、革新的な将来ビジョンを見出せることや、高齢者の移動手段の拡大、観光・地域振興及び公共交通を補完する新たな移動手段の提供など多くの副次的便益が期待されております。

ただし、搭乗型移動支援ロボットのような高出力、大型化した車両の歩道走行を広く一般に普及することにより、安全面について不明瞭な点が多く、また、ロボット自身の安全性についてもまだ日本の道路を走ることに對して議論するところは多く残っているのが現状です。今回の公道実証実験の全国への拡大は、このような今後必要とされるロボットの進化、発展を担う上で重要な位置づけとされております。

2.3. 搭乗型移動支援ロボットの種別

搭乗型移動支援ロボットは、現行の道路運送車両法において2つの種別に分けられます。まずは用いる動力における種別の違いを説明します。

- ・ 内燃機関を動力とするものにあつては、二輪車で排気量が125cc以下、二輪以外の車両で50cc以下は「原動機付自転車」と区分し、前述以外の車両を「小型特殊自動車」と区分します。
- ・ 電動機（モーター等）を動力とするものにあつては、二輪車で定格出力が1.0kW以下、二輪以外の車両で0.6kW以下は「原動機付自転車」と区分し、前述以外の車両を「小型特殊自動車」と区分します。

搭乗型移動支援ロボット

原動機付自転車	小型特殊自動車
<p>二輪</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定格出力 1.0kW以下 ・排気量 125cc以下 <p>二輪以外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定格出力 0.6kW以下 ・排気量 50cc以下 	<p>二輪</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定格出力 1.0kW超え ・排気量 125cc超え <p>二輪以外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定格出力 0.6kW超え ・排気量 50cc超え

次に、寸法も含めた原動機付自転車と小型特殊自動車の違いを表に記します。

		二輪	二輪以外	二輪	二輪以外
定格出力 (電気自動車)		1.0kW 以下	0.6kW 以下	1.0kW 超	0.6kW 超
エンジン排気量		125cc 以下	50cc 以下	125cc 超	50cc 超
免許の有無	不要	要		要	
車両特徴	<p>歩行補助車等 (歩行者とみなす)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時速 6km 以下 ・全長:1,200mm 以下 全幅:700mm 以下 全高:1,090mm 以下 	<p>原動機付自転車 (低出力搭乗型移動支援ロボット)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時速 10km 以下 ・全長:1,500mm 以下 全幅:700mm 以下 全高:2,000mm 以下 		<p>小型特殊自動車 (高出力搭乗型移動支援ロボット)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時速 10km 以下 ・全長:1,500mm 以下 全幅:700mm 以下 全高:2,800mm 以下 	
		 <p>(画像は日立製作所:ROPITS)</p>		 <p>(画像は Segway:i2 SE)</p>	

これら原動機付自転車や小型特殊自動車などの「道路運送車両」は、運行するにあたって「道路運送車両の保安基準」に適合していることが必要ですが、今回提案されている「搭乗型移動支援ロボット」は、車両の特殊性により基準に適合することが困難な状況となっております。

3. 搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験

3.1. 地方公共団体等との連携

未来のまちづくりを考えていく上で、人を補助するロボットの運用が重要な位置づけとなる可能性が大きくなっており、これらを安全に運用していく方法が検討・推進されることが必要です。保安基準の一部を満たしていない搭乗型移動支援ロボットが安全かつ安心して利活用できる社会を形成するためには、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担う地方公共団体等が設置する協議会（以下「協議会等」という。）が主体となって、所轄警察や地域住民等と連携することがとても重要です。

3.2. 公道実証実験における使用者と運転者

道路運送車両法においては、自動車の所有権を有する「所有者」と自動車の保守・管理等の責任を有する「使用者」を規定しているところですが、今回の公道実証実験においては、使用者以外に不特定多数による利用形態も想定されることから、運転する者に対して必要となる事項を明確化するため、「運転者」という概念が加えられました。

3.3. 新たな利活用の検証

これまで無かった車両の市場ニーズと安全性を検証するにあたっては、公道実証実験の内容と実験の結果（成功事例や失敗事例など）の把握が必要となります。今回の基準緩和認定を受けた車両については、各地方運輸局にて定められた頻度で実験報告及び車両管理台帳の提出をして頂きます。

4. 本手引きの目的

搭乗型移動支援ロボットを用いた公道実証実験は、安全かつ地域への理解を得た上で実施されることが大変重要です。については公道実証実験のあり方や関係手続きを具体的に示すことによって搭乗型移動支援ロボットの認定が容易にかつ適切になされることを目的として、本手引きを取りまとめておりますので、搭乗型移動支援ロボット認定の申請の参考として下さい。

次のページからは、緩和認定に必要な手続の説明になるよ！！



II. 搭乗型移動支援ロボットの認定

地域の手軽な移動の足として主に近距離移動に活用される搭乗型移動支援ロボットについて、安全確保を最優先に考え、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 55 条第 1 項及び第 67 条第 1 項の基準緩和認定制度を活用して、①の車両に大きさ、性能等に関して一定の条件を付した上で、②にある道路にて安全・環境性能が低下しない範囲で公道走行を可能とする制度です。

- ① 自転車及び歩行者の一般交通の用に供する道路の上を移動させることを目的として製作された原動機付自転車、若しくは小型特殊自動車であること。
- ② 自転車及び歩行者の一般交通の用に供するいわゆる歩道等であること。

1. 基準緩和認定までの流れ

一般的な搭乗型移動支援ロボットの認定までの手続きは次のとおり。

(1) 公道実証実験に関する手続き

実験を行う車両の申請者（搭乗型移動支援ロボットの使用者）に該当する方は 2. をご覧下さい。

(2) 基準緩和の認定に関する手続き

実験を行う車両の申請者（搭乗型移動支援ロボットの使用者）に該当する方は 3. をご覧下さい。

① 相談・緩和項目の確認

公道実証実験の提案者は、搭乗型移動支援ロボット事業の計画又は相談がある場合には、事前に地方運輸局自動車技術安全部技術課（巻末参照）に相談して下さい。

また、事業に用いる搭乗型移動支援ロボットの基準緩和認定を受けられる構造装置は、構造上やむを得ない部位に限ることや、保安基準への適合性を判断するにあたり、現車の確認が必要になる場合がありますので、地方運輸局自動車技術安全部技術課で確認を受けて下さい。

② 申請

基準緩和申請者は、搭乗型移動支援ロボットの基準緩和認定を地方運輸局長に申請するために、窓口である地方運輸局自動車技術安全部技術課に必要な書類を提出しなければなりません。

③ 認定

地方運輸局長は、申請のあった搭乗型移動支援ロボットを用いた公道実証実験が、協議会等の管理の下で適切に運用されることが確認できた場合には、基準緩和認定車両として申請者に対して基準緩和認定書（以下「認定書」という。）を交付します。

④ 届出

搭乗型移動支援ロボットの使用者は、③の認定書とともに使用の本拠の位置を管轄する市区町村の窓口当該車両の届出を行わなければなりません。

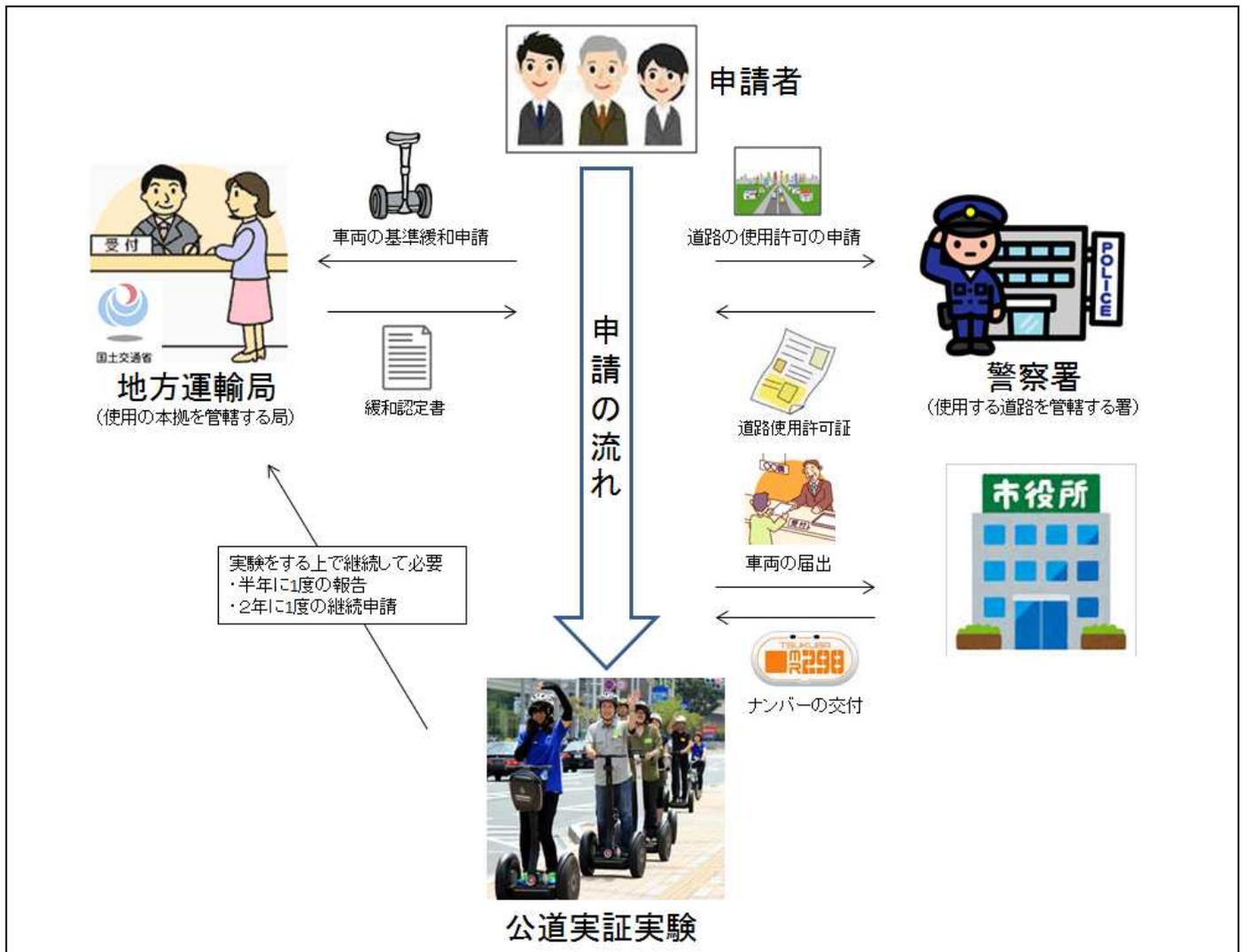
⑤ ナンバー交付

使用の本拠の位置を管轄する市区町村は、届け出の内容を確認した上で要件を満たしていれば、ナンバープレート番号を指定します。

⑦ 報告

基準緩和認定を受けた者は、基準緩和認定を受けた搭乗型移動支援ロボットが適正な実験により使用されていることを地方運輸局長あてに報告するため、窓口である地方運輸局自動車技術安全部技術課に車両管理台帳等を年に数回の頻度で提出しなければなりません。ここで、どのような報告が必要となるかは管轄する地方運輸局の技術課へお問い合わせ下さい。

公道実証実験までの流れ



2. 公道実証実験に関する手続き

2.1. 基準緩和認定制度の概要

本認定制度は、搭乗型移動支援ロボットが地域の手軽な移動の足として主に近距離移動に利活用されることを想定し、今後の保安基準等の見直しに先立って実験的に導入するものです。これにより、成功事例の創出や国民理解の熟成が促され、社会的受容性が高まることが期待されます。

市場導入にあたっては、安全確保を最優先に考えることが最も重要であることから、自転車及び歩行者の一般交通の用に供する道路以外は走行しないこと、交通の安全等が図られている場所において運行することを条件に保安基準第55条第1項に基づく基準緩和認定制度を活用して、搭乗型移動支援ロボットの公道走行を可能としました。

搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験による効果と安全確保を両立させるためには、地域に密着した取り組みが必要不可欠ですので、協議会等によって交通の安全と円滑が図られている場所において運行することとしております。

ただし本認定制度は、保安基準に適合していない搭乗型移動支援ロボットを運行する際に必要な認定制度ですので、保安基準に適合している小型特殊自動車及び原動機付自転車を用いる場合には対象となりません。導入する自動車等の保安基準適合性に関するお問い合わせは最寄りの運輸支局又は自動車検査登録事務所（巻末参照）までお願いします。

2.2. 協議会

協議会とは、地方公共団体及び関係者により構成され、公道実証実験における運営、目的、安全及び報告を統括管理する組織になります。

本認定制度の申請者は、車両の使用者としておりますが、申請に先立って搭乗型移動支援ロボットの製作者、使用者、各方面の関係者間での事前協議をしていただき、各関係者間にて共通の意識をもってもらい、地域住民の理解の元で安全に実験が遂行されるため協議会を設立します。これにより運転者及び地域住民などへの周知をはかり、地域交通への安全措置が確実になされるように努めなければなりません。

参考：つくばロボット特区実証実験推進協議会 <http://council.rt-tsukuba.jp/>

2.2.1. 搭乗型移動支援ロボットの構造・装置

公道実証実験に用いる搭乗型移動支援ロボットの構造・装置に関して、導入する搭乗型移動支援ロボットの種類ごとの資料が認定申請時に必要となります。

また、搭乗型移動支援ロボットは、市区町村に車両の届出を行い、ナンバーの指定を受けなければ運行することができません。ナンバー取得の届出に必要な書類は事前に届出を行う市区町村の担当窓口へご確認しておくことをお勧めします。

2.2.2. 認定による適用除外基準に対する制限内容

認定を受けて導入する搭乗型移動支援ロボットは、緩和される保安基準の条項に応じて運行上の制限が付されます。

① 運行上の制限（例）

- ・運行にあたって認定書（写）の携行
- ・実証実験計画書に記載された範囲内での運行

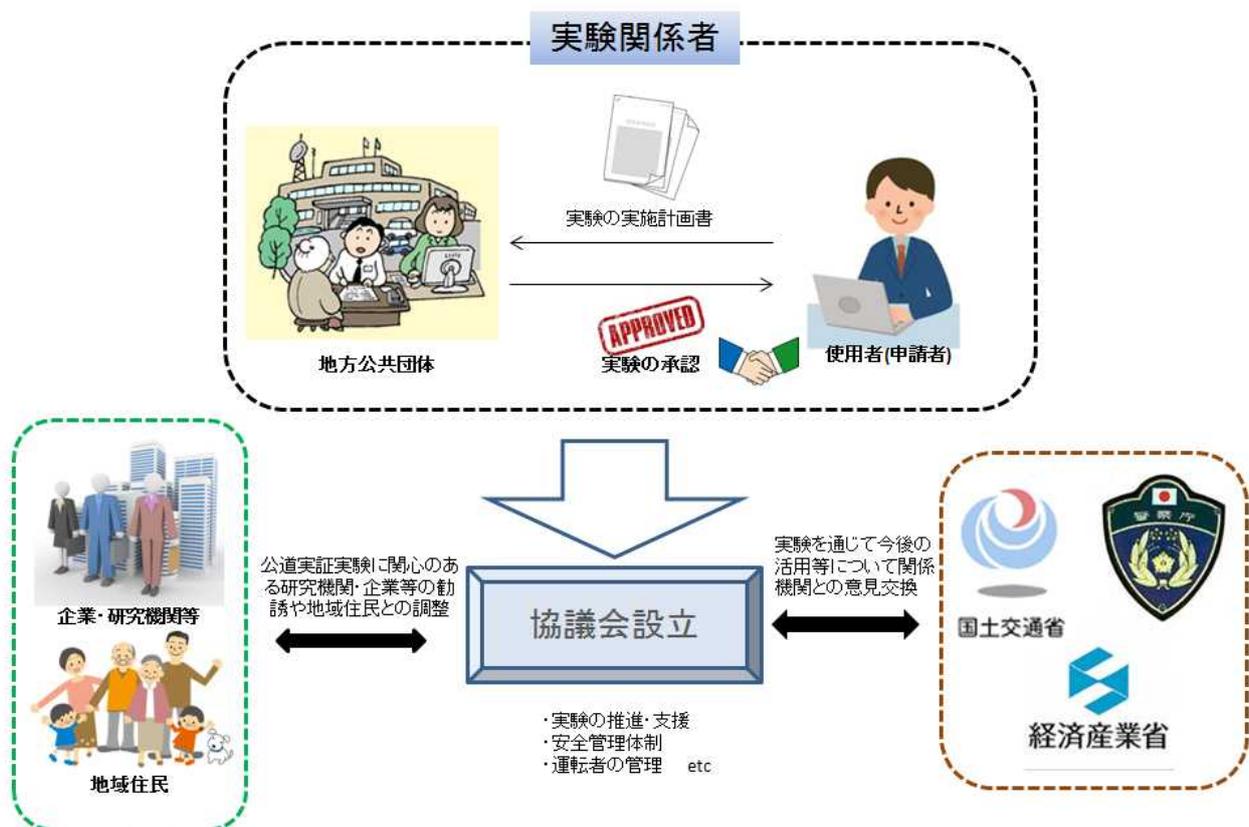
- ・運行の実施体制の遵守
- ・道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）の遵守
- ・道路法（昭和 27 年法律第 180 号）の遵守
- ・夜間又はトンネル若しくは視界不良時の運行の停止

2.2.3. 実験の実施体制(実施計画書)

申請者は、認定申請に先立って、主に以下の事項に関して実施計画書を作成し、運行地域を管轄する地方公共団体に承認を得た上で、公道実証実験のための準備をしなければなりません。

- (1) 運行地域及び運行計画
- (2) 車両の保管・管理
- (3) 運転者の教育
- (4) 搭乗型移動支援ロボットの点検・整備
- (5) 運行上の安全対策
- (6) 地域住民への周知方法
- (7) 公道実証実験の内容

上記の実証実験の準備にあたって、導入する搭乗型移動支援ロボットの基準緩和条項に応じて付される制限（2.2.2.参照）を遵守し又は遵守させるための措置を講じなければなりません。以下の図は、協議会の設立について各関係者のイメージを表したものです。協議会等は、公道実証実験全体を把握して、誰に対してどのように対応しなければならないかを事前に検討しておくことが必要です。



2.2.3.1. 運行地域及び運行計画

(1) 運行地域

運行に関する制限は、運転者に対してより具体的に示すことが必要ですので、事前に運行可能な地域（エリア）を選定することとなります。公道実証実験は自転車及び歩行者の一般交通の用に供するいわゆる歩道等が許可の対象となりますので、一般の自動車が走行する道路は含まれません。

また、小回りが利く搭乗型移動支援ロボットであっても自動車であることから、道路以外の公園内や歩行者の通行量の多い区域などが運行地域となる場合には保安員の配置等を行うことで運行にあたっての安全性を確保しなくてはなりません。また、道路交通法や道路法などを遵守しなければならないことは言うまでもありません。

搭乗型移動支援ロボットは、一般的な交通環境に浸透しているものではありませんので、他の自動車、自転車又は歩行者への配慮のため、走行区域に応じた対策を講じることにも安全な運行確保につながります。

走行区域としては、主に「幹線道路」と「生活道路」に区別されており、それぞれの道路に応じた安全施策が地域ごとに示されている場合は、これに準じることは元より、他の地域で導入されている各種対策を参考とした安全対策も検討して下さい。

なお、運行する道路の使用許可(運行地域)については、当該道路を管轄する警察署が窓口となりますのでそちらへご相談下さい。

(2) 運行計画

公道実証実験の目的（観光、地域振興、公共交通の補完など）を達成できるような具体的な運行計画を立てて下さい。

なお、運行期間や運行時期、導入車両数及び想定運転者や運転者への車両提供方法などを全体的に考慮して、交通の安全及び環境方策を講じる必要があります。

例えば、通勤の自家用自動車利用割合を削減するため、駅と住宅街に設置したロボットステーション間を搭乗型移動支援ロボットによって移動・通勤できる事業を計画する場合には

- ・安全な移動経路の選定
- ・事前に運転者講習等の教育を受けた者のみが利用できるような体制の構築
- ・実験管理者の在中時間のみの運行に限定

などの具体的な安全措置が挙げられます。

2.2.3.2. 使用者の管理

協議会等は、安全な運行体制を構築するためにも認定後の個々の搭乗型移動支援ロボットが適切に使用されていることを把握しなければなりません。

よって、認定を受けた全ての搭乗型移動支援ロボットについて、協議会等による使用者の管理（把握）と、使用者による搭乗型移動支援ロボットの管理（適正使用）が必要となります。法的には搭乗型移動支援ロボットの運転資格は公安委員会の交付する各種「運転免許」のみになっておりますが、特殊な形状の車両を歩道等で運転するには運転者の技能教育は不可欠です。このような、自主的な安全対策を講じることにも協議会等の役目となることを十分理解しておいて下さい。

2.2.3.3. 運転者等の教育

協議会等又は搭乗型移動支援ロボットの使用者は、搭乗型移動支援ロボットを運転する者に対して、事前に次に掲げる内容について教育する体制を有していなければなりません。

- (1) 特殊な車両であることを十分に認知させ、安全な運行に努めさせること
例：一般的な自動車等とは異なる構造(立ち姿勢での乗車など)であることなどを運転者に応じて適切な教育を行えるプログラム作り
- (2) 運行にあたっては、認定の際に付された条件及び制限を遵守させること
例：搭乗型移動支援ロボットは自動車等であるものの、道路交通法に基づく道路標識や交通ルール以外の制限（歩行者の多い時間の運行禁止等）などが課せられていることを教育するプログラム作り
- (3) 運行時は、搭乗型移動支援ロボット認定書（写）を保安要員が携行すること
例：基準緩和認定書の写しを搭乗型移動支援ロボット運行時に携行し、関係機関からの求めに応じて保安員がすぐに提示でき、認定書の概要が説明できるよう教育するプログラム作り
- (4) 事故防止のために必要な対策
例：大型自動車等の走行地帯や事故多発地帯等を注意喚起区間のロードマップ等により教育するプログラム作り
- (5) 事故又は不具合発生時等の異常時は、速やかに適切な措置を行うこと
例：運転者が交通事故の加害者又は被害者となった場合に、警察に連絡するとともに当該事業を管理している協議会等又は使用者にも連絡する体制について教育するとともに、搭乗型移動支援ロボット不具合時情報を運転者からの通報体制と自動車使用者から自動車製作者への通報体制を構築
- (6) 搭乗型移動支援ロボットの点検・整備に関する実施方法
例：一般的な自動車の日常点検項目のほか、充電状態の点検など公道実証実験に必要な要件を追加した点検項目、簡単な整備方法を明示して運行前に自主的に点検する教育プログラム作り
- (7) 運転者を教育できる環境作り
例：運転車を教育する指導員の資格を制定(一定時間以上の運転実績等)により高レベルの教育を維持できるようなシステム作り

2.2.3.4. 搭乗型移動支援ロボットの点検・整備

搭乗型移動支援ロボットは、新たなカテゴリであるとともに公道実証実験によっては最新技術が導入されることも想定されることから、性能を維持させるために必要な保守管理内容や方法も多様化することが想定されます。

自動車製作者等は搭乗型移動支援ロボットの性能を維持するために必要な、運転者による運行前の点検事項、自動車の使用者による定期的な点検事項、その結果必要となる整備方法を明示しなければなりません。

自動車の使用者は、不具合発生時等の対処方法（臨時整備体制）、当該不具合が設計製造上の恐れが見込まれる場合の自動車製作者等への通報体制も構築する必要があります。

また、自動車製作者等にあつては、法第 63 条の 3 の規定に基づく改善措置の届出に関する責務があります。

2.2.3.5. その他の運行上の安全対策

安全対策を検討するにあたって、上記以外の対策が提案され、その効果が評価されることも成功事例の創出となりますので、以下事例を参考として積極的な安全対策を検討して導入して下さい。

- ・ 走行時間の制限、保安要員の配置
- ・ GPSを車載することによる運行の記録
- ・ 運行地域の出入り口等の標識設置、路面のマーキング
- ・ 運行地域住民への広報や安全運転講習会の実施などの交通安全に対する意識向上

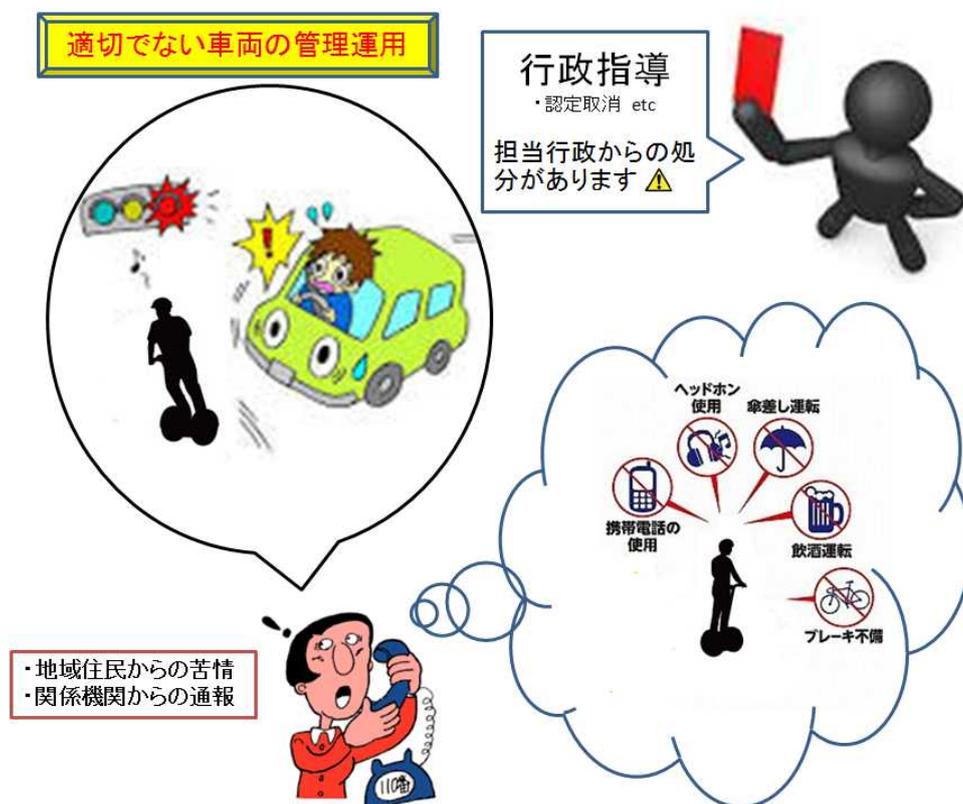
2.3. 事業報告

国土交通省は、公道実証実験について、安全な運行がなされたか又は成功事例や国民理解が醸成されたか等を把握して、将来的な対応を検討する参考資料を収集しなければなりません。

申請者は、使用者が把握する搭乗型移動支援ロボットの使用状況を取りまとめて、定められた期間ごとに地方運輸局長あてに車両状況や結果を報告して下さい。

この報告では実験毎の実績を記した資料の提出を求めることがありますので、実験記録が記載しやすいような事前の調整をしておくことも必要です。例えば、実験毎の検討事項を事前に番号区分することによって、実績表の記載を容易にするなどの工夫をして下さい。

また、定期報告以外にも、保安基準及び関係基準の改善、策定等の検討に必要と認められる範囲において、国土交通大臣は地方運輸局長を通じて、構造又は装置に係る技術的な資料について報告を求め、現車（搭乗型移動支援ロボット）提示を求めることがあります。その上で、公道実証実験にふさわしくないとと思われるものには認定の取消等の処分が科せられる場合があります。



3. 基準緩和の認定に関する手続き

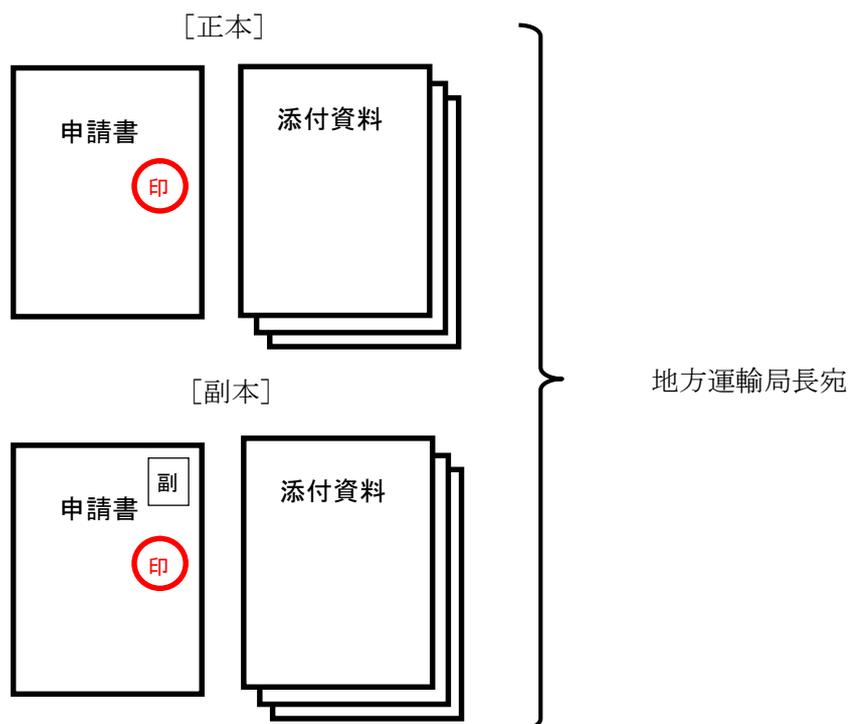
3.1. 申請

基準緩和の認定に関して以下取り扱いに基づき申請して下さい。

- ・道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）（以下「法」という。）
- ・道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）（以下「施行規則」という。）
- ・道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）（以下「保安基準」という。）
- ・道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示（平成 15 年国土交通省告示第 1320 号）（以下「緩和告示」という。）
- ・公道実証実験に用いる搭乗型移動支援ロボットの基準緩和認定要領について（依命通達）（平成 27 年 7 月 10 日国自技第 63 号）（以下「認定要領」という。）

3.1.1. 申請先

申請者は、3.1.2.（申請書）に 3.1.3.（添付資料）を添付して、正本 1 通及び副本 1 通を公道実証実験を実施する地域（搭乗型移動支援ロボットの使用の本拠の位置）を管轄する地方運輸局長に提出して下さい。



3.1.2. 申請書

申請者は、搭乗型移動支援ロボットの認定申請にあたっては、所用の様式（第 1 号様式）の申請書を用いて下さい。

3.1.2.1. 申請者等

「申請者の氏名又は名称」及び「住所」を記載して押印して下さい。

申請者の氏名又は名称は、代表者名と社名(登記にある正式名称)として下さい。印鑑は公印でもかまいません。

3.1.2.2. 車名及び型式

車名及び型式は、自動車製作者の附したものの、若しくは車両を特定できるものとして下さい。また、同一型式内において仕様が軽微に相違する複数の車両を同時に申請する場合には、型式欄に類別区分番号を記載するとともに、相違点を分かるように記して下さい。

3.1.2.3. 種別及び用途

種別は、小型特殊自動車又は原動機付自転車と記入して下さい。(2.3 参照)

用途は、小型特殊は「－(なし)」、原付は「乗用」となります。

3.1.2.4. 車台番号 (又は製造番号)

申請する搭乗型移動支援ロボットを識別する車台番号を記載して下さい。

なお、打刻のない搭乗型移動支援ロボットの場合は個別識別できる製造番号を記載して下さい。

また、同一構造を有する搭乗型移動支援ロボットを複数台申請する場合は、車台番号 (又は製造番号) を一葉の申請書にまとめて記載することができます。

3.1.2.5. 使用の本拠の位置

使用の本拠の位置は、搭乗型移動支援ロボットを管理する拠点の住所を市区町村名まで記載して下さい。

例：横浜市中区に車庫を有する搭乗型移動支援ロボットの申請書には「神奈川県横浜市中区」と記載して下さい。

※注：実際に車両を届出(ナンバー取得)する際の、必要書類は管轄する自治体の担当窓口へ問い合わせ下さい)

3.1.2.7. 運行地域

運行地域は、申請する搭乗型移動支援ロボットを用いる事業実施地域を市区町村名まで記載して下さい。なお、複数の市区町村が使用地域となる場合は、全ての市区町村名を記載して下さい。

例：横浜市中区にて使用：「神奈川県横浜市中区」と記載して下さい。

横浜市中区、西区、南区、磯子区にて使用：「神奈川県横浜市中区、西区、南区、磯子区」と記載して下さい。

※注：安全管理上の問題で認定は使用の本拠周辺に限り、広範囲にて使用する認定はできない可能性があります。

3.1.2.8. 認定により適用を除外する保安基準の条項及び内容

申請する搭乗型移動支援ロボットへの適用を除外する保安基準の条項及び内容を記載して下さい。

例：保安基準第 32 条第 1 項 前照灯

細目告示第 93 条第 5 項 制動装置

※注：小型特殊自動車と原動機付自転車で該当する基準条項が異なりますのでご注意ください。

道路運送車両の保安基準
(昭和26年7月28日運輸省令第67号)

自動車の保安基準



小型特殊自動車

原動機付自転車の保安基準



原動機付自転車

3.1.2.9. 認定を必要とする理由

公道実証実験の名称又は概要を記載して下さい。

例：横浜市中区国際観光推進事業にて使用するため

3.1.2.10. 省略する添付資料

車名及び型式が異なる搭乗型移動支援ロボットを同時に申請する場合は、省略する添付資料の名称を記載して下さい。

例：「車名〇〇〇 型式△△△」と「車名〇〇〇 型式□□□」を同時に申請する際、型式△△△に添付している添付資料(運行の実施体制に関する資料)と同一の内容で、型式□□□の審査をすることができる場合は、型式□□□の当該欄に「運行の実施体制に関する資料」と記載して下さい。

3.1.3. 添付資料

3.1.3.1. 搭乗型移動支援ロボットの構造等に関するもの

- (1) 諸元表(参考書式あり)
- (2) 構造・装置の概要
- (3) 外観図
- (4) 緩和部分詳細図
- (5) 緩和を必要とする理由
- (6) 最高速度の証明
- (7) 制動装置の検討書
- (8) 車台番号(製造番号)の打刻位置

なお、上記(1)～(7)について、かなり細かい資料を求めることがありますが、認定制度上特殊な形状の車両が大多数を占めます。一般的に認知されていない車両になるため、車両についてできるだけ詳細なものを用意しておくようお願いします。

3.1.3.2. 基準の緩和に関するもの

(1) 誓約書

認定に際し付された条件及び保安上及び公害防止上の制限を遵守する旨の資料

(2) 保安上支障がないことを証する書面

認定要領別添 1 の基準緩和が必要な項目について、当該装置を緩和しても保安上及び公害防止上支障がないと分かる書面。また、各基準緩和項目に付された条件又は制限に関する適合性が確認できる書面（保安基準への適合性を証する書面等）

3.1.3.3. 運行の実施体制に関するもの

(1) 運行地域及び運行計画

次に掲げる内容が確認できる資料であること。

- ・協議会等によって、交通の安全と円滑を図るための運行の実施体制が確保されている場所において、運行の用に供するものであること
- ・搭乗型移動支援ロボットの具体的な利活用場面を想定した運行計画
- ・搭乗型移動支援ロボットの運行にあたっての具体的な交通の安全及び環境対策

(2) 使用者の管理

次に掲げる事項を確実に管理できる体制を有していることが確認できる資料であること。

- ・搭乗型移動支援ロボットの運行状況
- ・搭乗型移動支援ロボットの保管状況

(3) 運転者の教育

次に掲げる内容について教育するための体制を有していることが確認できる資料であること。

- ・特殊な自動車であることを十分に認知させ、安全な運行に努めさせること
- ・搭乗型移動支援ロボットの運行にあたっては、認定の際に付された条件及び制限を遵守し、かつ、運転者に遵守させること
- ・運行時は、搭乗型移動支援ロボット認定書の写しを提示できる状態にしておくこと
- ・運転者に対する、事故防止のために必要な対策
- ・事故又は不具合発生等の異常時は、速やかに適切な措置を行うこと
- ・搭乗型移動支援ロボットの点検・整備に関する実施方法等

(4) 搭乗型移動支援ロボットの点検・整備

次に掲げる内容が確認できる資料であること。

- ・日常点検
- ・定期点検
- ・点検整備方式

（自動車点検基準で規定している日常点検基準項目及び定期点検基準項目以外に実施しなければならない特別の点検・整備項目、判定基準及び交換時期がある場合はその旨。）

(5) その他（運行上の安全対策）

運行上の安全対策として以下の例が考えられる。

- ・ 走行時間の制限、保安員の配置
- ・ GPSを車載することによる運行の記録（運行管理）
- ・ 運行地域の出入り口等の標識設置、路面のマーキング
- ・ 搭乗型移動支援ロボットの運行地域の地域住民への広報や安全運転講習会の実施などの交通安全に対する意識向上等、地域の実態に即した安全対策

3.1.3.4. 報告に関するもの

次に掲げる内容が確認できる資料であること。

- (1) 事故及び不具合発生時並びにヒヤリハットの発生状況等に関する報告は、使用者から関係機関等に確実に実施される体制が整えられていること。
- (2) 上記1. に対する不具合情報又は改善措置に関する報告は、当該認定を行った地方運輸局長に対し確実に実施される体制が整えられていること。
- (3) 当該認定を行った地方運輸局長に対する実験の結果に関する報告は、各地方運輸局にて定められた期間までに確実に実施される体制が整えられていること。
- (4) 車両管理台帳を作成し、使用者が管理する車の実態を確実に把握されていること。

3.2. 審査

地方運輸局長は、次の各号に掲げる内容について審査します。

- (1) 搭乗型移動支援ロボットの構造等が次に該当するものであること
 - ・ 規定の寸法、排気量、出力に該当しているか
 - ・ 乗車定員：1人であること
 - ・ 自転車及び歩行者の一般交通の用に供する道路でのみ使用
 - ・ 地方公共団体等が組織した協議会が講じた交通の安全と円滑を図るための措置
- (2) 搭乗型移動支援ロボットの構造等により基準を除外するものとして指定すべき保安基準の条項
- (3) 認定要領別表1に掲げる条件又は制限
- (4) 公道実証実験の実施体制
- (5) その他必要事項

3.3. 認定

地方運輸局長は、申請内容を審査した結果、基準緩和項目の基準を適用しなくても保安上及び公害防止上支障がないものとして判断した場合は、その基準緩和項目に応じた使用上の条件及び制限（認定要領別表1）を付したうえで、基準緩和認定書を交付します。当該認定書は、搭乗型移動支援ロボットの届出の際に必要となりますので、届出の際に市区町村の担当者に提示して下さい。

また、申請者は、当該認定書（写）を常に提示できるように使用者（使用者を通じて運転者）に教育して下さい。

3.4. 行政処分等

3.4.1. 地方運輸局長への報告

申請者は、次のいずれかに該当する事実が生じた場合には、認定を受けた地方運輸局からの照会に対して事実関係を報告するとともに、再発防止対策について改善報告をして下さい。

なお、本規定の報告がなされない場合、報告の内容が十分でない場合又は報告のあった再発防止対策が適正に実施されていないと認められる場合は、認定が取り消されることがありますのでご注意ください。

- ・認定書の条件若しくは制限に違反するおそれ又は違反して運行した事実が認められた場合
- ・申請にあたって虚偽の申請を行ったと認められた場合
- ・道路運送車両法に照らして、適切な運行が行われていない恐れがある又は適切な運行が行われていないと認められた場合
- ・3.2.の要件を満たさなくなったと認められた場合

3.4.2. 地方運輸局長による認定の取り消し

認定を受けた搭乗型移動支援ロボットが次のいずれかに該当することとなった場合は、地方運輸局長は搭乗型移動支援ロボットの認定を取り消すことができます。

- ・当該搭乗型移動支援ロボットが滅失し、解体し（整備又は改造のために解体する場合を除く。）又は用途を廃止した場合
- ・当該搭乗型移動支援ロボットに対し、保安上若しくは公害防止上支障があると認められる改造、装置の取り付け又は取り外し（整備のために取り付け又は取り外しが行われる場合を除く。）又は用途を廃止した場合
- ・当該搭乗型移動支援ロボットの使用者が変更になった場合
- ・当該搭乗型移動支援ロボットの使用の本拠の位置が認定を行った地方運輸局の管轄外となった場合
- ・3.4.1の報告により実験を継続するのに不適切と判断されたとき。

3.5. 実験の定期報告

申請者は、地方運輸局長まで各地方運輸局において定める頻度で公道実証実験について報告していただく必要があります。この報告の内容等が認定の取り消し(3.4.2 参照)に該当する可能性があるとして認められる場合には改善報告等(3.4.1 参照)の後に処分となることもあります。必要とされる報告内容については管轄する地方運輸局自動車技術安全部技術課までお問い合わせ下さい。

申請の手引きは以上になります
最後まで読んでいただきありが
とうございました。
我々と共に、より便利でより良い
未来を目指して行きましょう。



つくば市にて実際に実験に使用されている搭乗型移動支援ロボットになります。
写真はつくばサイエンスインフォメーションセンター前にて撮影

写真左から：セグウェイ(セグウェイジャパン(株))、ジェニー(セグウェイジャパン(株))、Nena(宇都宮大学)、
マイクロモビリティ(国立研究開発法人産業技術総合研究所)、搭乗支援型生活ロボット(国立研究開発法人産業
技術総合研究所)、ROPITS((株)日立製作所)